

西幼稚園改築工事を視察

- 10月14日開催
- 播磨西幼稚園の改築工事
- ▼請負業者 〓但南建設(株) (朝来市)
- ▼請負金額 〓1億4490万円
- ▼監理業務委託 〓(株)小田設計事務所 (神戸市)
- ▼委託金額 〓441万円
- ▼施設概要
- 構造 〓鉄骨平屋建て、



▲改築工事の完了前に視察が行われた播磨西幼稚園

建築面積 〓934.68㎡、延べ床面積 〓786.10㎡

▼室数 〓教室6、遊戯室1、職員室1、屋内広場1、トイレ2

などの説明を受け、西幼稚園改築工事の現地を視察した。

はりま病院建設にかかる廃棄物

平成22年4月、土山駅前のはりま病院建設予定地で工事中、一部個所からコンクリートガラなどの廃棄物が掘り出された。このガラなどの処分費用として、病院側から損害賠償請求の訴状が、神戸地方裁判所に提出され、現在、係争中。賠償費は2140万円。

中学校給食の進行状況

播磨・播磨南両中学校とも、平成23年3学期から計画通り実施予定。

調理など委託事業者には、(株)グルメサービス(加古川市)を選定した。給食用備品の購入で隨意契約としたのは水切二槽シンクで、契約金額は38万4300円、契約先は神戸調理機(株)。

民生生活

まちをきれいにする条例の審査

■10月8日・11月2日、30日開催

継続審査の播磨町まちをきれいにする条例案について、委員間で意見交換した内容に関して町の考えを聞いた。議会のホームページで



▲落書きをされた公共施設

(旧)播磨北小学校の校区は、(旧)北小学校の廃校に伴う校区の弾力的運用は、平成25年度をもって終了する。

平成26年度入学(転入生を含む)から指定校へ就学することとなる。



▲阿智村の授産所を視察する民生生活常任委員

会社ガル」の自己破産によって公共料金の未納が判明し、予備費から充当して支払っている。障がい者福祉年金、長寿祝金などでは、現状と見直しについて報告を受けた。

加古川総合保健センターの元専務理事が自らの給与額を増した事件で、その給与などの返還を求めた訴訟は、和解が成立したと報告があった。

■10月20・21日

行政視察

長野県下條村と阿智村を視察し、若者定住促進住宅や定住支援事業、子育て支援、高齢者福祉などについて調査した。

議会を傍聴してみませんか

町議会は、まちの予算や身近な問題について話し合う大切な場です。あなたも、議会を傍聴してみませんか(車いすでも傍聴できます)。

3月定例会の日程

▶日時 3月1日(火) 8日(火) 9日(水) 18日(金)  
いずれも午前10時~(8・9日は、会派代表者による一般質問(代表質問)を予定しています)

▶場所 本庁舎3階議場  
\*当日は、インターネットで本会議の生中継を行います。過去の映像については常時放映中です。  
<http://www.town.harima.lg.jp/gikai>



▲傍聴席は33(車いす席2を含む)

予算特別委員会

平成23年度一般会計予算案などを慎重に審査するため特別委員会を設置する予定です。

▶日時 3月10日(木) 11日(金) 14日(月)~17日(木)  
いずれも午前9時30分から

▶場所 3階ABC会議室

●問い合わせ 議会事務局 ☎079-435-2387

Eメール [gikai@town.harima.lg.jp](mailto:gikai@town.harima.lg.jp)



▲1階ロビーでも視聴できます

請願と陳情

町政について実現してほしいことなどを議会に要望する制度として請願・陳情があります。請願の場合には議員の紹介が必要で、原則として常任委員会などでの審査の後、本会議で採択するかどうかの結論を出します。採択されたものは、町長などに送付して請願事項の実現を求めます。陳情は、議長が審議する必要があると認めた時、請願と同様の取り扱いをします。

請願・陳情の提出方法

邦文を用いて件名・趣旨・項目を明記し、議長あてに提出します。用紙はA4版で縦長にしてください。提出年月日・住所・氏名(団体、法人の場合には、その名称と代表者の氏名)を記載し、押印します。請願には、必ず紹介議員(1人以上)の記名、押印が必要です(陳情書には不要です)。\*書式の必要な方は、播磨町議会ホームページからもダウンロードができます。

請願・陳情の提出時期

随時受け付けをしていますが、定例会の開会前に行われる議会運営委員会の2日前の午後5時までに受理されたものは、原則としてその定例会で審議します。3月定例会への提出期限は、2月23日(水)午後5時までです。

公開での審議

本会議での審議や委員会での審査については原則として公開で行いますので、請願書の記載事項(請願者の住所・氏名・印を含む)は、その過程で公になるほか、会議録や議会だよりなどで公表されます。

情報公開の対象

受理された請願書と陳情書の記載事項(請願者と陳情者の住所・氏名・印を含む)は、議会の公文書として情報公開の対象となります。

☞記入の仕方など詳しくは、議員または議会事務局に相談してください。

住民の声

9月定例会の議会だより6ページの会派の政務調査費の欄に書籍購入と掲載されているが、どんな本を購入しているのか。雑誌などを購入したりしていないか。

また、こういう本は議員が私物化せず、議会の図書室に置くべきとの多数の住民の声がある。各会派にそのように伝えてほしい。

回答

会派(議員)が購入する政務調査費の書籍は、条例や規則、経理要領で使途基準などが定められ、町の事務や行財政の調査研究に必要と認められたものだけです。年度末の精算時には、書籍名が記載された領収書の添付が義務づけられ、それを議会事務局がチェックしています。

現在、書籍の提供・共有など議会図書室のあり方については、議会運営委員会で検討中です。